

浦 監 第 361 号
令和 5 年 11 月 27 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

浦安市職員措置請求に基づく監査の結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 9 月 28 日に提出された浦安市職員措置請求について同条第 5 項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

浦安市職員措置請求に係る監査の結果

第1 請求人

浦安市職員措置請求の請求人は、次のとおりである。

住所・氏名 省略

第2 請求の受理

令和5年9月28日、浦安市監査委員に対し、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき浦安市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)が提出され、令和5年9月29日付けで本措置請求書を受理した。

第3 請求の要旨

1 措置を求める理由

令和4年度の都市整備部長、都市整備部次長、みどり公園課長、同課管理係長は、令和4年5月13日に締結した、「富岡他7地区街路緑道植栽管理業務委託」契約において、カイツカイブキに該当する項目として、仕様書に「透かし剪定」することが明記されているのに、「透かし剪定」を行わずに刈り込みだけを行い、契約不履行にもかかわらず、令和4年9月13日、12月28日、令和5年2月24日に「合格」の検査調書を作成し、契約額の公金を支出したことは不当・違法である。

不履行である1,361,603円の支払いが損害であることから、前記4名の職員に対して、市に返還すること及び市長へ再発防止策を講ずることを請求する。

(添付書類)

事実証明・「富岡他7地区街路緑道植栽管理業務委託契約書(表紙)」

2022.5.13

- ・本委託内訳書
- ・本件検査調書(2022.9.13 今回支払額12,540,000円)
- ・支出命令書HN332200470 支払金額12,540,000円
(起票日:2022.9.27、支払日:2022.10.21)

- ・ 本件検査調書（2022. 12. 28 今回支払額 6, 490, 000 円）
- ・ 支出命令書 HN332200820 支払金額 6, 490, 000 円
（起票日：2023. 1. 30、支払日：2023. 2. 24）
- ・ 本件検査調書（2023. 2. 24 今回支払額 15, 895, 000 円）
- ・ 支出命令書 HN332200820 支払金額 15, 895, 000 円
（起票日：2023. 1. 30、支払日：2023. 4. 7）
- ・ 本件仕様書 別表 2
- ・ 「透かし剪定」の説明
- ・ 本件特記仕様書（市道幹線 4 号部分の抜粋）
- ・ 読売新聞（切り抜き）2023. 9. 7
- ・ 「きのこの山」市議会議員のブログ 2023. 9. 1
- ・ 写真：強剪定跡からの検証（周辺部に透かし剪定の形跡なし）

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

浦安市職員措置請求書に記載されている事項を証する書面並びに請求人の陳述内容から、次の事項について監査を実施した。

令和 4 年 5 月 13 日に締結した、「富岡他 7 地区街路緑道植栽管理業務委託」契約における支払いについて、カイツカイブキに該当する項目として、仕様書に「透かし剪定」することが明記された、「透かし剪定」を行わずに刈り込みだけが行われ、履行されていない状況にも関わらず、「合格」の検査調書を作成し、不適正な履行確認及び支出命令がされたのかを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

都市整備部 みどり公園課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和 5 年 10 月 13 日に市の関係職員の立会いのもと、請求人から請求内容についての補足説明が行われた。

また、請求人から、陳述書及び新たな証拠の提出（令和 5 年 10 月 12 日

提出)があった。

(提出された書類)

- ・浦安市公文書不開示決定通知書(浦み第542号 2023.9.27)
- ・市長への手紙(受付番号:230435)について(2023.10.6)
- ・浦安市公文書不開示決定通知書(浦み第55号 2023.4.14)
- ・証人調書(2023.8.4)千葉地方裁判所
- ・市長への手紙の回答(受付番号:230187)2023.8.18
- ・市長への手紙の回答(受付番号:220554)2023.1.27
- ・透かし剪定の説明
- ・第1次実施計画(修正版)調書(追加分)みどり公園課(2022.8.22)
- ・コモンシティ浦安自治会回覧(2023.10.1)

※本件請求内容に直接関連しないものも含む

4 監査対象部局への監査

令和5年10月3日から11月7日にかけて、監査対象部局に対し、措置請求書の内容に係わる事項について、文書照会による回答の提出を求めた。

また、事情聴取を行うとともに、措置請求書の内容に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

第5 監査の実施内容

1 請求人の陳述

請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

(請求人からの陳述)

本件委託契約の市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキの剪定については、仕様書において「高さ2mから4mに刈り込んで一定の形に仕立てる。方法は、密生している枝を透かし、下枝等の枯れ枝を取り除いてから刈り込みを行う」としている。

また、特記仕様書は、「市道幹線4号、③中木の球形剪定は、市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキと水門横の樹木を対象とし、6月に行うものとする」としている。透かし剪定については、免除する項目がなく、必

要な剪定である。

受託者が密生している枝を透かすことをせず、下枝を取り除き刈り込みを行ったことは、資料として提出した9月27日に伐採されたカイツカイブキを、その直前に撮影した写真により明らかである。

2022年度には透かし剪定を行わずに、刈り込みだけが行われている。これは契約不履行である。

同年9月に、「緑の基本計画改定版」が発表され、「市内の幹線道路では街路樹や植樹他の整備により、緑のネットワーク構築を図っている。

一方、2022年8月22日に第1次実施計画修正版をみどり公園課及び道路整備課は作成し、市道幹線4号街路樹再生事業として既存樹木の撤去を計画していた。これは、緑の基本計画との整合性が全くなく、真逆の計画である。

2022年度の「富岡他7地区街路緑道植栽管理業務委託契約書」における、市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキの剪定について、2022年9月に改訂された「浦安市緑の基本計画」に記載されていることとは真逆の伐採事業である。

また、カイツカイブキの剪定について、「透かし剪定作業」を設計図書で明らかにしているにもかかわらず、長年に亘り透かし剪定の不履行を黙認していたことは、歴代の担当役職員の責任は重いと言わざるを得ない。

2 事実の確認

本件監査に係る事実関係について、監査対象部局の説明を求めるなど確認した結果は、次のとおりである。

(1) 本件委託契約における検査及び支出命令について

本件委託契約の支払方法は、「業務完了後支払う。(完了時の支払の他、部分払い3回まで)」とされており、1回目として、令和4年9月13日に検査、令和4年9月27日に支出命令、令和4年10月21日支払い、2回目として、令和4年12月28日に検査、令和5年1月30日に支出命令、令和5年2月24日支払い、3回目として令和5年2月24日に検査、令和5年3月13日に支出命令、令和5年4月7日支払いがされている。

また、検査の調書については、1回目から3回目までそれぞれみどり公園課管理係長が検査職員として検査し、みどり公園課長が承認している。支出命令についても、支出命令額30,000,000円未満のため課長専決とされており、検査、支出命令ともに都市整備部長及び同部次長の確認は必要のな

いものであった。

(2) 本件委託契約における仕様書、特記仕様書について

本件業務委託における街路緑道植栽管理業務委託仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、街路緑道植栽管理業務の標準仕様書となっており、他の街路緑道植栽管理業務においても同様のものとなっている。

共通仕様書、第3条において設計図書とは①現場説明事項及び質疑応答、②本仕様書及び特記仕様書、③図面、④設計書の総合をいい、相互に補完するものとし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、①から④の順番とされている。

また、富岡他7地区街路緑道植栽管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、共通仕様書に記載されている仕様ではなく、本件委託契約において各街路緑道の植栽管理業務における特有の事項が記載されたもので、特記仕様書に記載の事項は、共通仕様書の内容より優先されるものであった。

(3) 本件委託契約における「市道幹線4号中央分離帯」の植栽剪定の内容について

市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキについては、「球形剪定」をすることを「特記仕様書」で明記している。「球形剪定」とは、球形に丸く剪定することであり、伸びた枝を切り揃え、元の大きさに戻し樹形を整える剪定方法である。

また、請求人の主張にある「透かし剪定」は、「共通仕様書」（別表2刈り込みの技法）で示す「密生している枝を透かし」と明記されていることを指していると思われるが、これについては、枝数を減らし、樹木の内部に日光が当たるようにするといった主に樹木全体の構成を変える場合などに行う方法である。

なお、本件業務委託における「共通仕様書」は、街路緑道植栽管理の標準的な仕様書であり、「特記仕様書」は、「共通仕様書」に記載されている仕様ではなく、その業務特有の事項を記載したもので、「特記仕様書」に記載の事項は、「共通仕様書」の内容より優先されることから、市道幹線4号のカイツカイブキについては、枝を透かす剪定は行わず、球形を保つ剪定を行うものであった。

(4) 本件委託契約における「市道幹線4号中央分離帯」の植栽剪定の実施状況及び履行の確認について

市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキの剪定については、契約締結後に受託業者現場代理人と市監督員及び職員により、他地区の路線等の確認とともに、「特記仕様書」に基づき現地において刈り込みの強さを定め、6月に剪定する予定であったが、6月の段階で樹木の生長が遅かったことから、受託業者と協議し、生長度合いに応じて剪定期の見直しを行った。その後、11月になっても剪定の必要性が低かったことや、他路線の市道3-4号線の樹木（ケヤキ）の生長により、自動車や歩行者の安全通行に影響があったことから、緊急的に作業を振り替えて優先的に剪定するよう受託業者に指示したため、本件契約において、市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキの剪定は実施していないとのことで履行の確認も行っていない。

(5) 作業の変更について

市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキの剪定から、市道3-4号線のケヤキの剪定へ振り替えたことについては、令和4年12月の打合せ簿により、受託業者との間で協議されたことを確認した。

また、業務委託契約約款第9条第1項により、「委託者は、必要がある場合には、作業内容を変更し、又は作業の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において履行期限又は請負代金額を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して、これを定めるものとする。」とされていることから、市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキの剪定から、市道3-4号線の樹木（ケヤキ）の剪定への作業変更については、履行期限又は請負代金額の変更ではなく作業内容の変更を指示したものであるため、「共通仕様書」第3条で示す現場説明事項として変更の指示を行ったとのことであった。

作業変更における、振り替える金額の根拠については、本件業務委託契約の際の内訳書の中木剪定（カイツカイブキ）の単価（2,500円、5,600円）と、高木剪定（ケヤキ）の設定がないことから、高木剪定（ソテツ）の単価（9,800円）により、設計していることを確認した。

第6 監査の結果

1 主文

本請求には理由がないと判断し、棄却とする。

2 理由

請求人は、令和4年5月13日に締結した、「富岡他7地区街路緑道植栽管理業務委託」契約において、カイツカイブキに該当する項目として、仕様書に「透かし剪定」することが明記されているのに、「透かし剪定」を行わずに刈り込みだけを行い、契約不履行にもかかわらず「合格」の検査調書を作成し、契約額の公金を支出したことは不当・違法であると主張している。

本件委託契約は、「共通仕様書」及び「特記仕様書」等においてあらかじめ規定されていたもののみならず、実際に作業を行うに当たって現場における説明事項や質疑応答を通じて具体化される内容も含まれるものであり、これらの現場説明事項及び質疑応答は委託業務を規定する設計図書間で相違がある場合には、最も優先順位が高いものとなっている。

本件委託契約において、市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキは、「特記仕様書」のとおり、球形剪定は6月に行うものであった。

しかしながら、1回目の剪定時期の6月の段階で樹木の生長が遅かったことから、受託業者と協議し、生長度合いに応じて剪定時期の見直しを行い、6月の実施を見送った。さらに2回目の11月の剪定時期になっても剪定の必要性が低かったことから、剪定を見送り実施していない。よって、1、2回目の検査及び支出命令についても、市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキの剪定は対象業務ではないことになる。

その後、12月に他路線の市道3-4号線の樹木（ケヤキ）の生長により、自動車や歩行者の安全通行に影響があったことから、「共通仕様書」第3条で示す現場説明事項として、緊急的に作業を振り替えて優先的に市道3-4号線の樹木（ケヤキ）を剪定することとなったため、本件契約において、結果的に市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキの剪定は実施されなかったものであり、3回目の検査及び支出命令についても市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキの剪定は対象業務ではない。

実施されなかった、市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキの剪定に係る契約金額の部分については、市道3-4号線の樹木（ケヤキ）の緊急的作業への変更分として設計され、協議し実施された。その後、履行確認を経て、支出命令がされており、この支払いについても不当・違法なものとは認められない。

本件委託契約の、市道幹線4号中央分離帯のカイツカイブキは、「球形剪定」をすることを「特記仕様書」で明記している。「球形剪定」とは、

球形に丸く剪定することであり、伸びた枝を切り揃え、元の大きさに戻し樹形を整える剪定方法である。

また、請求人が「球状」ではなく「きのこ型」であり、仕様書通りに剪定されていないと主張していることについては、「球形」とは、「丸い形」や「たまのような形」などといった意味であり、真球という意味ではなく市としては、「球形」に剪定するという指示をしており、人によって様々な言い方がされているが、個々の見え方や表現の違いの範疇であると市は考えており、請求人の主張には当たらないと考えられる。

なお、「共通仕様書」（別表2刈り込みの技法）で示す「密生している枝を透かし」とは、枝数を減らし、樹木の内部に日光が当たるようにするといった主に樹木全体の構成を変える場合などに行う方法であり、透かし剪定を行った場合は球形に剪定できないということであった。

検査の承認及び支出命令は課長専決事項であったため、都市整備部長及び同部次長は、指導監督上の義務はないものである。

さらに、「市道幹線4号街路樹再生事業」と「緑の基本計画」との整合性について、請求人が真逆の計画と主張していることについては直接本件請求とは関連しないものであるが、緑の基本計画では、街路樹や植樹帯の整備により緑のネットワーク構築を図る一方、道路構造物としての扱いの中でやむを得ず樹形を変えるような強剪定を実施する場合もあり、やむを得ない強剪定を実施する場合に緑視率が減少することもあるという課題を明記したものであり、請求人の主張はあたらない。

以上のことから、本件業務委託契約における公金の支出は不当な支出であるとは認められないと判断した。